

「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の制定に係る新旧対照表※（1/1）

○主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年1月28日20130107商局第2号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 出力100キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力100キロワット未満のものである事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が建設部門、農業部門（選択科目が「農業農村工学」であるものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの又は「農業農村工学」であるものに限る。）であるものに合格した者</p> <p>(ニ)～(ハ) (略)</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ダム水路主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② ダム水路主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 出力100キロワット未満の水力発電所の設置の工事のための事業場又は直接統括する水力発電所が出力100キロワット未満のものである事業場に係る場合は、次のいずれかに該当する者</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 技術士法第4条第1項の規定に基づき行われる技術士試験の第二次試験であってその技術部門が建設部門、農業部門（選択科目が「農業土木」であるものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの又は「農業土木」であるものに限る。）であるものに合格した者</p> <p>(ニ)～(ハ) (略)</p> <p>ロ～ハ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

1. この規定は、平成31年4月1日から施行する。
2. 「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成25年1月28日付け20130107商局第2号）は、廃止する。

※「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（平成25年1月28日付け20130107商局第2号）を廃止した上で新規内規の制定であるため、廃止内規（改正前）と新規制定内規（改正後）の新旧対照表である。